

京都府立植物園入園券等広告要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、植物園が発行する「京都府立植物園入園券」「京都府立植物園観覧温室券」「京都府立植物園入園・温室観覧券」（以下、「入園券等」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の名称及び内容)

第2条 要綱第6条第1号に規定する広告媒体の名称及び内容については、次のとおりとする。

- (1) 名称 京都府立植物園入園券等広告
- (2) 内容 植物園が発行する入園券等裏面に、広告掲載の決定を受けた者の広告を掲載する。

(広告内容等の制限)

第3条 京都府立植物園入園券等広告は、要綱第4条及び京都府広告取扱基準第3に定めるもののほか、京都府立植物園入園券等広告として適当でないと府が認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料等)

第4条 広告掲載料の額は、50,000円（税込み）とする。
2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。
3 広告主は、広告掲載料を原則として府が指定する日までに、府が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告の規格及び数量等)

第5条 要綱第6条第2号に規定する広告の規格及び数量等については、別に定める。

(広告の掲載の期間)

第6条 要綱第6条第2号に規定する広告を掲載する期間は、1回の発行を単位とする。

(広告の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、府が別に定める日までに、京都府立植物園入園券等広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）を植物園に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、植物園が別に定める日までに、広告の原稿を提出しなければならない。
2 京都府立植物園入園券等広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。
(1) 広告主の名称及び連絡先

(2) 上部に太ゴシック12ポイントサイズの文字で広告と表示

(広告内容等の変更及び修正)

第9条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、やむを得ないと認められるときはこの限りではない。

2 広告主は、前項のただし書きにより広告を変更及び修正するときは、植物園にあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選定)

第10条 植物園は、広告掲載希望者から第7条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるもののうち、広告掲載申込書の提出の最も早いものを広告主として選定する。

ただし、最も早く申込みのあった日に複数の申込みがあった場合は抽選により広告主を選定する。

2 前項の規定による広告主の選定及び決定は、京都府立植物園において行う。

(広告主への通知)

第11条 植物園は、広告主を決定したときは、その旨を京都府立植物園入園券等広告掲載(不掲載)通知書(別記第2号様式)により広告主に通知する。

(契約の締結)

第12条 植物園は、第10条の規定により広告主を選定したときは、前条の規定による通知後、速やかに当該契約を締結するものとする。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告及び掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不当な行為をしてはならない。

2 広告主は、掲載された広告に起因して府又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第14条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、植物園と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、京都府立植物園入園券等広告の取扱いに関して必要な事項は、植物園が別に定める。

附則

この要領は、平成31年2月8日から施行する。